

**平成２３年第３回七戸町議会定例会
会議録（第３号）**

平成２３年９月９日（金） 午前１０時００分 開議

○議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 19 号 | 専決処分事項の報告について（榎林団地敷地内での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 2 | 議案第 57 号 | 七戸町暴力団排除条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 58 号 | 七戸町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 59 号 | 七戸町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 60 号 | 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 61 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 48 号 | 平成２３年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第 8 | 議案第 49 号 | 平成２３年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第 9 | 議案第 50 号 | 平成２３年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第 10 | 議案第 51 号 | 平成２３年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第 11 | 議案第 52 号 | 平成２３年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第 12 | 議案第 53 号 | 平成２３年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第 13 | 議案第 54 号 | 平成２３年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第 14 | 議案第 55 号 | 平成２３年度七戸町水道事業会計補正予算（第２号）
決算審査特別委員会報告 |
| 日程第 15 | 議案第 56 号 | 平成２２年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 報告第 20 号 | 平成２２年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 17 | 報告第 21 号 | 平成２２年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告について |
| 日程第 18 | 陳情第 4 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情 |
| 日程第 19 | 発議第 2 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について |

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 19 号 | 専決処分事項の報告について（榎林団地敷地内での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 2 | 議案第 57 号 | 七戸町暴力団排除条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 58 号 | 七戸町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 59 号 | 七戸町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 60 号 | 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 61 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 48 号 | 平成 23 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 8 | 議案第 49 号 | 平成 23 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第 50 号 | 平成 23 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 10 | 議案第 51 号 | 平成 23 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 11 | 議案第 52 号 | 平成 23 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 12 | 議案第 53 号 | 平成 23 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 13 | 議案第 54 号 | 平成 23 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 14 | 議案第 55 号 | 平成 23 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 2 号）
決算審査特別委員会報告 |
| 日程第 15 | 議案第 56 号 | 平成 22 年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 報告第 20 号 | 平成 22 年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 17 | 報告第 21 号 | 平成 22 年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告について |
| 日程第 18 | 陳情第 4 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情 |
| 日程第 19 | 発議第 2 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について |

○出席議員（16名）

議 長	1 6 番	白 石	洋 君	副議長	1 5 番	天 間	清太郎 君
	1 番	呷	清 悦 君		2 番	岡 村	茂 雄 君
	3 番	附 田	俊 仁 君		4 番	佐々木	寿 夫 君
	5 番	瀬 川	左 一 君		6 番	盛 田	恵津子 君
	7 番	田 嶋	弘 一 君		8 番	田 嶋	輝 雄 君
	9 番	三 上	正 二 君		1 0 番	松 本	祐 一 君
	1 1 番	二ツ森	圭 吉 君		1 2 番	工 藤	耕 一 君
	1 3 番	田 島	政 義 君		1 4 番	中 村	正 彦 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又	勉 君	副 町 長	大 平	均 君
総 務 課 長	似 鳥	和 彦 君	支 所 長 (兼支所庶務課長)	米内山	敬 司 君
企画財政課長	天 間	勤 君	税 務 課 長	花 松	了 覚 君
町 民 課 長	澤 田	康 曜 君	社会生活課長	森 田	耕 一 君
健康福祉課長	田 中	順 一 君	会 計 管 理 者	楠	章 君
農 林 課 長	神 山	俊 男 君	新幹線建設対策課長	天 間	一 二 君
建 設 課 長	米 田	春 彦 君	商工観光課長	瀬 川	勇 一 君
上下水道課長	鳥谷部	宏 君	城南児童館長	向中野	良 一 君
教育委員会委員長	中 村	公 一 君	教 育 長	倉 本	貢 君
学 務 課 長	附 田	繁 志 君	生涯学習課長	渡 部	喜代志 君
スポーツ振興課長	小 原	信 明 君	中央公民館長	二ツ森	政 人 君
南 公 民 館 長 (兼中央図書館長)	山 谷	栄 作 君	農業委員会会長	天 間	正 大 君
農業委員会事務局長	木 村	正 光 君	代表監査委員	野 田	幸 子 君
監査委員事務局長	佐 野	尚 君	選挙管理委員会委員長	松 下	喜 一 君
選挙管理委員会事務局長	澤 田	康 曜 君			

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	佐 野	尚 君	事 務 局 次 長	築 田	政 光 君
---------	-----	-----	-----------	-----	-------

○会議を傍聴した者（３名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（白石 洋君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は１６名で、定足数に達しております。
したがいまして、平成２３年第３回七戸町議会定例会は成立をいたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。
これより、９月６日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第１ 報告第１９号

○議長（白石 洋君） 日程第１ 報告第１９号、専決処分事項の報告について（榎林団地敷地内での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第１９号、専決処分事項の報告について（榎林団地敷地内での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第２ 議案第５７号

○議長（白石 洋君） 日程第２ 議案第５７号、七戸町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５７号、七戸町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第３ 議案第５８号

○議長（白石 洋君） 日程第３ 議案第５８号、七戸町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５８号、七戸町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第４ 議案第５９号

○議長（白石 洋君） 日程第４ 議案第５９号、七戸町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号、七戸町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第60号

○議長(白石 洋君) 日程第5 議案第60号、七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番(佐々木寿夫君) ひとり親家庭の子供の医療費を七戸町以外の医療機関でも現物給付するというのは、大変よい制度で、この地方でも七戸町は非常にこういう点では進んでいるわけですが、ところで、この条例を制定し、この制度を行うと、国からの罰則があるということで、国からの罰則として交付金の減額というものがあるというふうに伺っていますが、これは実際どうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長(白石 洋君) 社会生活課長。

○社会生活課長(森田耕一君) ただいまのペナルティーの関係でお答えいたします。

現在のところ、この現物給付を実施することになれば、例えばひとり親の関係で、子供156名が補助対象となつてございますけれども、調整額が今年度分はちょっとまだわからないということで、昨年度の調整額で試算したところ、概算の見込みとしては100万円から150万円ぐらいの影響があるのではないかなというふうな担当課のほうの計算でございます。

以上でございます。

○議長(白石 洋君) 4番。

○4番(佐々木寿夫君) 町民の医療をよくするために、調整額でペナルティーを食らっても、これを行っていくということを決意した町当局の子供を守ろうとする姿勢は、大変見上げたものだと思えます。にもかかわらず、国のほうでこういうふうに医療を充実させようとするに対してペナルティーをかけて、そして、交付金を削っていく、こういう姿勢は、本当に国民の医療を守る、そういう立場には立っていない。これはずっと続

いているわけですが、このようなペナルティーはやめるべきだと私は思います。

それで、議員の皆さん方、これに対して、やっぱり議会で陳情すべきではないかと思えます。ということを意見として述べておきます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号、七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第61号

○議長（白石 洋君） 日程第6 議案第61号、町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第48号

○議長（白石 洋君） 日程第7 議案第48号、平成23年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

8ページから10ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） それでは、次に歳出に入ります。

11ページ、1款1項1目議会費から、15ページ、2款5項2目指定統計費まで発言を許します。

8番。

○8番（田嶋輝雄君） 13ページ、15目の電動自転車購入費、まず、とりあえず何台ですか。

○議長（白石 洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） 一応、計画では、21台になっております。

○議長（白石 洋君） 8番。

○8番（田嶋輝雄君） 恐らくこれ、駅のほうに主に出るのでしょうか。となれば、貸し出すということだと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（白石 洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） 交流センターのほうではもう、10台購入して貸し付けを実施しております。

○議長（白石 洋君） 8番。

○8番（田嶋輝雄君） そこで、万が一、事故があったときの対処というのはどうなっているのでしょうか。というのは、借りたまではいいけれども、万が一ふぐあいが生じて事故ったとか、そういったときには、町当局が補償するものなのか、あるいは自己責任になっていくものなのか。せっかく環境をよくして、貸し出ししようとしているのだけれども、たまたま借りていった人がそういった環境になってしまったとなれば、そういうことも想定外ということでこれからやっていかなければならないと思うのですが、その対処の仕方はどうなっていますか。

○議長（白石 洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） そこについては、保険をかけておりました。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、15ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、17ページ、5款1項1目労働諸費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） ないようですので、次に、１７ページ、６款１項１目農業委員会費から、２１ページ、８款５項１目住宅管理費まで発言を許します。

８番。

○８番（田嶋輝雄君） ６款の７目、放射能測定料、検査手数料、これはこれからどの品目を測定するのか、品目だかちょっとわかりませんが、どういう内容で調査するのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） それではお答えします。

今回の補正にかかわる分は、前回６月にも同じような補正を行っておりまして、放射能の検査の事情が刻々と変わっている中で、今さらに想定されるものとして、堆肥、水稻、それから稲わら、また、これから何か出るかもわからないという野菜なんかの分も含めて計２０件分を今回追加補正という形で計上させていただきました。（「２０件」と呼ぶ者あり）２０検体です。１検体当たり５カ所ということで考えております。

○議長（白石 洋君） ８番。

○８番（田嶋輝雄君） まず、前回、たしか５品目と言いましたよね。そういったことで、一つ一つ、堆肥にしても何にしても、最近、大変シビアな状況の中で、環境がそうなっていますので、ただ調べたというだけではだめですから、ちゃんと公表してください。やっぱり公表しないと何をやっているかわかりません、せっかくやっているのに。そういうことでお願いします。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） これから検査する項目につきましてはもちろんそうでありまして、６月から検査してまいりました野菜関係とかそういう部分で、町のホームページでありますとか、また、本庁、それから七戸支所のホールに、今までの検査結果、また他の機関で実施したデータとかそういう報告もいただいて、町全体のデータとして紙ベースにして６月以降掲示しておりましたので、参考にしてもらえればと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

９番。

○９番（三上正二君） １９ページか１８ページだけでも、７款の商工費の関連で。

きのうもちょっと話しましたが、産業文化健康まつりですか、これ、実行委員長でもいいし、担当課でもいいのですけれども、これはだれのためにやっているものですか。それと、それに基づいての構成メンバーはどういうメンバーなのか教えてください。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

産業文化健康まつりという目的については、七戸町の経済団体、農林畜産、商工業並びに文化団体が一丸となり、産業文化健康まつりを開催するというふうなことで、いわゆる発表の場というふうなことで開催することになってございます。

この実行委員会のメンバーとしては、副町長が会長として、文化協会の会長、それから上北地域県民局地域農林水産部長、それから両観光協会長、それから交通指導隊長、それから農協、それから両商工会の事務局長、それから役場関係課の構成員となっておりま

す。

以上です。

○議長（白石 洋君） 9 番。

○9 番（三上正二君） では、これは、各団体というのは農協なり、この中で民間というか、要するに農林部門に関しては、農業者のそういう団体というのは、入っているのは農協だけですね。今聞いた限りでは農協だけだと思っていますけれども。

というのは、いいのですけれども、団体の発表の機会だし、では、農協に入っていない人たちは出せないわけですか。農林部門に関してだけを言うならば。もし、そういういろいろな会合がありますけれども、町の、要するに会議の場所なり、そういうものの中身なりを決めるときには、そういう関係している農協とか、役場の関係課とか、そういう形だけでやるというのはちょっと解せないのですけれども、本当はもっと、実際の例えば展示している人たちの現場の形がもっとあるのですけれども、その人たちの意見を十分に反映してやってもらいたいという趣旨から話しているのですけれども、そういう考え方にはならないのでしょうかね。副町長、どういうことだろう。考え方の違いなのだよな。

○議長（白石 洋君） 副町長。

○副町長（大平 均君） 実行委員会では、そこまでは踏み込んでいないので、事項を決定するという。例えば、日にちとか場所とか、そういう基本的なことを決めるわけで、あとはそれぞれの部会で決めてくることになっていました。中身については。そういうことになってございます。

○議長（白石 洋君） 9 番。

○9 番（三上正二君） 問題なのはそこなのさ。

というのは、この前からも 5 番議員からも話が出ましたが、やっぱり最初の形の分はそういうふうにやりましょうという形なのが、それがこれからこういうふうにしますという何もないままに、なし崩しの形で現在に至っているわけですよ。だから、そういう顔を出している団体も、私も所属している団体もありますけれども、それらのことも、いつも何かの形で意見を取り上げて、場所はいいか、日にちもどうなのかというぐらいはやってからでも遅くはないのではないですか。そうしないと、勝手にやりなさい、おまえんど勝手にやるから、おらんどかだねばかだなくてもいいのかと、そういうことでもないでしょう。

だから、そこら辺の趣旨の持ち方、どこをターゲットにして、どの人たちからの意見を、全部聞けということではないですよ。そのとおりやれということではなくても、でも、その辺のところを考えてもらえればなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

○議長（白石 洋君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

副町長。

○副町長（大平 均君） 今お話しした農林部門については、ちょっと余り聞いていないのですけれども、商工部門とか文化部門については、そういう段取りを踏まえてやっているようでございます。農林部門についても、そういうような形で、今度、意見を聞いてやりたいと、こう思っております。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 19ページ、8款土木費1項土木総務費にかかわってお伺いいたします。

産業活性化住宅新築リフォーム支援事業補助金というのを今年度始めたのですが、現在のところ、利用状況はいかがなものか、お伺いします。

○議長（白石 洋君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） ただいまの御質問にお答えします。

予算としては1,000万円ほど計上しております。

8月末現在では、補助金交付決定の金額は、新築2件、工事費として4,147万1,000円に対し38万円、リフォームについては16件、工事費としては5,001万8,953円に対して216万円を交付しております。トータルとしては、9,348万9,953円に対して、補助金全体額が254万円となっております。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 補助金254万円に対して9,348万円、簡単に言えば、40倍とはいかないのですが、その分ぐらいの経済効果があると思うのですが、しかし、年間の予算1,000万円とっているわけで、254万円の利用というのはやっぱり少ないと思うのですよね。それで私は、業者が十分に知っていない業者もいるのですよ。

それでお伺いいたします。業者などに対する説明はいかがでしたでしょうか。

○議長（白石 洋君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） お答えします。

ことし初めての事業ということで、2月4日に建設業連合組合の役員の方に最初御説明申し上げました。その後、3月14日には、業者対象に説明会を実施しております。その次の日、15日でございますが、建設業組合の役員の方にもお願いして、加入するようということで促しております。

参加業者については16社、うち建設業業者が5社となっております。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 参加業者が16社というのは、多分、町のほうで説明を尽くし

ても、やっぱり十分にまだ、その意味なり意義が浸透していないと思うのですよね。何年か続けていけばよくなると思いますので、これから業者に対する説明など、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（白石 洋君） 7 番。

○7 番（田嶋弘一君） 7 款 1 目商工費総務費、補正の理由、それから 7 款 3 目 1 1 節、何を修繕するのかお聞きします。

それから、土木費の 1 目 1 5 節の街路灯、どこの街路灯を直すのか御説明いただきます。

以上。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

住居手当でございますけれども、人事異動によりまして、商工観光課のほうにかわった方の住居手当 2 名分でございます。6 月に補正するべきものを落としまして、今回補正した形となっております。

それから、7 款観光費の 1 1 節、修繕料でございますけれども、これは駅前広場、駐車場、それから道路にかかってあるフラッグの取り付け、金具の補強にかかわる修繕費でございます。冬場の強風にさらされて落下したのがございますので、その補強という形で、冬に入る前に修繕しておくというふうなことで計上してございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） お答えします。

1 5 節の工事費、街路灯の新設工事でございますが、この場所は新幹線を横断する高架橋の、現在照明器具が立っているところの電力の引き込み工事費でございます。鶴児平外 3 地区でございます。

○議長（白石 洋君） 7 番、よろしいですか。

7 番。

○7 番（田嶋弘一君） 先に商工総務費のところ、住居の手当ということで、内容的にはよくわからないのですが、これはどこかの住宅、町営住宅もしくはどこかのアパートというところの借りた人に関して手当があるということですか。

それから、今、街路灯のところですが、あの跨線橋、荒熊内のところに、今ちょうど駅北口に行くところの橋の話が含んでいると思うのですが、もう一つ、よく我々も荒熊内を歩いて家畜市場に行くときには別なほうの橋を通るのですが、その橋には街灯が立つような形跡というか、何かそのままというふうな感じがするのですが、できればそちらのほうも街路灯をつけていただけないものかなというふうに思っております。答弁いただきたいと思います。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

うちのほうの職員２名分と先ほど申し上げましたけれども、民間のアパートを借りた家賃に対しての条例に基づいた支給額というふうなことになるってございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） お答えします。

そこについては、今後、現地確認して検討していきたいと思います。

○議長（白石 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時３２分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

８番。

○８番（田嶋輝雄君） 先ほど佐々木議員さんがお話しされていましたが、その関連ですけれども、実は、新築であればこれ、要するに、この業者選定なのですから、他の業者であればだめだと言われたけれども、ところが、いろいろ建てる人にとってみたら、いろいろ親戚同士だとか、いろいろな業者に頼むときがあるわけです。補修にしても新築にしても。ですので、できれば、その辺のところの、町の活性化ということに関しては、確かに地元というのが大事なのですから、やはり建てる人にとってみれば、やっぱり少しでも予算をもらったほうがいいという思いがあると思いますから、そのところの選定は、今後、検討する余地はありませんか。

○議長（白石 洋君） それでは町長、答弁をお願いします。

○町長（小又 勉君） 本来の趣旨は、町内のいわゆる産業振興という建前があります。もちろん、いわゆる建て主に対しての助成という部分もありますけれども、そちらのほうが大いということでもありますので、一概に拡大しても、また趣旨から外れるという部分もあると思いますので、その辺は、利用するのであれば、ぜひ町全体のことを考えての発注というのをお願いしたいと思います。

○議長（白石 洋君） １３番。

○１３番（田島政義君） ７款商工費で、先ほどの産業文化健康まつりなのですが、私、はっきりしておいたほうがいいと思いますよ。要は、さっきも中村さんの話なのですが、消費するほう、つくるほう、特に農産物については。ですから、営農大学校はどんどんどんどん売れていくと。旧天間で売ってもさっぱりと。続ける人は買いに行かないのだから。七戸の消費するほうが７割も何ぼもあればどんどん買うと。その辺はもう割り切って、農家の方が潤うのであれば、売れるほうに持って行って売ればいいのですよ。初めはこっちばかり餅つきしたけれども、最後、さっぱり天間の人が買わないからといってまた七戸で餅つきするわけだ。

そういうのは臨機応変に、副町長、そこを決めるときに、営農大学校は午前中で物売れてなくなるのだから、そのとき七戸に野菜がなかった。このごろ持っていくようになった。あれでやっぱり便利になったから、物を買って駐車場までというのがなかなか、こつちの場合あれですから。天間はまだ、農家の方つくったら七戸に持って行ってわったわった売ればいい、買う人よげだから。そこに今度ジャスコができますから、やっぱり道の駅で、七彩館で2億円近い農産物が売れるというのは、やっぱり買う人たちはそっちへ来るわけですから。その辺、きちっと割り切って、こうですよと決めてやっていただきたい。

もう一つ、観光協会も役員の中からメンバーに入っているというけれども、私は前のときに、観光協会、天間ありますかと。前はあったけれども、今はもう有名無実であれば、こういうときまで観光協会長という名前を出さないで、ないものはもう、切ったら切る。補助団体でもない、会費ももらっていない。たった一人、わ会長だったってこれも困るわけですから。そういうのはもう、全部町が公に招待すると、本人がおれは会長なんだと思うわけですから。だれでもそういうのをつくって役場に届けば、役場でそれを認めるのかということになりますから、その辺、前の議会で私言って、それはないということですから、ないのであれば、今の構成メンバーの中に両観光協会長なんて出てくるわけないのですよ。そういうのはきちっとしておいてください。これは要望です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） ないようですので、次に、21ページ、10款1項2目事務局費から、23ページ、13款1項6目農業集落排水事業特別会計繰出金まで発言を許します。

13番。

○13番（田島政義君） まだ捜査中なので、余り言われませんから、私が先に言っておいて、町長からも聞きたいのですが、例の合いかぎの問題なのですが、それはやっぱり各担当課長皆心配していたわけですから、合併前からつくったものが、ああいうふうにして9個つくって2個ないと。それがそのまま申し渡しになっているものなのかどうか。一番最後になる課長が一番心配しているわけですよ。

そういうのもあるので、これは余りまだ捜査の段階ですから言えないのですが、そういうのは今後やっぱり、かなり管理は厳しくしていると思うのですが、当初、合併前にあの施設をやるときに合いかぎをつくったものか、それとも合併後に財政で管理するときに合いかぎを9個持たせたのか、その辺だけはきちっとしておかないと、いろいろなのを見ながら聞かれても担当課も困るでしょうから、ですから簡単に、別に深く追求する気もありません。後で報告だけきちとした形の中で。ただ、それ、ずっと古い段階でつくったのかつくらないのか、それだけお知らせください。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） いつから何個というのは、実は私もはっきり特定しておりません

けれども、恐らくかなり古い時代から、安易な気持ちでつくったろうというふうに思っていて、改めて管理不行き届き、これはもうおわび申し上げたいと思います。

早速、これは当然変えなければなりません。そのほかの施設についても早急に点検をして、そういったものがあればすぐ改善ということは指示しておりました。改めておわび申し上げます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

7 番。

○7 番（田嶋弘一君） 21 ページ、幼稚園の 1 目 1 1 節の燃料費のところ、本来であれば、本予算に算入すべきものかと思うのですけれども、なぜ今そういう予算になったか、お知らせください。

それから 22 ページ、10 款 1 目 19 節、体育協会補助金、この 64 万 9,000 円の内訳をお聞きします。

○議長（白石 洋君） 学務課長。

○学務課長（附田繁志君） お答えいたします。

新しい七戸幼稚園は、幼稚園教育に支障のない場合は、一般開放するというふうなことでございます。場所はプレールームとか調理室というふうなことでございまして、4 月、5 月、6 月、7 月と 4 カ月間の利用状況を見ますと、月平均 4.2 日と。また、月平均 30 時間というふうな利用状況となっております。

このようなことから、今後も利用頻度が高まり、年度末までということになれば、予算に不足が見込まれるというふうなことで補正するものでございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） それでは、体育協会の補助金について御説明申し上げます。

まず、バスの車庫の設置費ということで計上することにいたしました。今まで旧保健所の車庫を使用してバスを入れていたのですけれども、ことしの 3 月をもって、旧保健所を県のほうに返したということになりまして、車庫が使えない状態になりました。それで、バスが雨ざらしになるということで、雪だけでもしのげる車庫を設置したいということがありまして、その設置費の補助として計上しております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

7 番。

○7 番（田嶋弘一君） 幼稚園の件ですけれども、4.2 日使って、月に 30 時間ということですが、本来であれば、どこかの施設を使うと使用料というのがあるのですけれども、これに関しては使用料というのがあるのですか。

それから、今、体育協会のバスの車庫ということですが、これについて、何回か

私も質問させていただきました。今までは保健所を借りていたということですが、合併して我が町の車庫もバスが何台か減っているような感じを私は思っているのですけれども、その中であれば、別に役場で貸してあげてもいいものかなと思うのですけれども、そういう車庫はないのですか。

○議長（白石 洋君） それでは、先に学務課長。

○学務課長（附田繁志君） お答えいたします。

幼稚園の利用規程からいきますと、社会教育団体、福祉団体等の研修の場合は、無料というふうなことでございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） 次に、企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） ただいまの件にお答えいたします。

合併当初は、はっきり言って、バス等は3台ぐらい、路上に駐車していました。ただ、バスを少なくいたしましても、やっぱり今のところ、車庫は満杯の状態ですので、その辺を御理解願います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

7番。

○7番（田嶋弘一君） 補助団体のことについて一般質問でもあったのですが、今、幼稚園の件でもそうなのですが、これは幼稚園に関する人はただだけれども、以外の方は、本来であれば、公民館を借りようが何しようが使用料というものが発生するように思うのですが、幼稚園の場合は一般の人に貸していないで、幼稚園にかかわる人たちだけが使っている場合は無料ということですね。一般の人が使っているか使っていないかもお聞きします。

それから、体育協会のバスの車庫についてですが、これから補助団体で、まずこういう問題が起きて、何かをしたいと。例えば、これから新しい町が一つできていくのですけれども、ことしの秋まつりでもそうなのですが、ほかのほうでまた、どこかの地域でやりたいという場合は、例えば、山車をつくるための車庫とか、そういう場合でも補助を出すという考えがあるのですか。町長、答弁をお願いします。

○議長（白石 洋君） 学務課長。

○学務課長（附田繁志君） お答えいたします。

この利用規程によりますと、幼稚園に係る人とか、そういう区分ではなくて、あくまでも社会教育団体とか福祉団体というふうなことで、福祉の向上等というふうなことの研修というふうなことでございまして、今回、実際使った利用状況を見ますと、雇用創造協議会、また町商工会女性部というふうなことで、調理の支度とか、またイベント用のお弁当というふうなことで利用いただいているところでございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） 次に、町長。

○町長（小又 勉君） 今の御質問でありますけれども、比較する対象がちょっと違うのですけれども、例えばスポーツ振興、それから山車であれば文化の振興だとか、そういったケースごとの判断になると思います。いろいろ検討をして今回もそういう決定をしましたが、その他のことについてもケース・バイ・ケースで、いろいろその事例事例で、いわゆるそういった振興につながるということになれば、それはそういう判断になると思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） ないようですので、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４８号、平成２３年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第８ 議案第４９号

○議長（白石 洋君） 日程第８ 議案第４９号、平成２３年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第49号、平成23年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第50号

○議長（白石 洋君） 日程第9 議案第50号、平成23年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第50号、平成23年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第51号

○議長（白石 洋君） 日程第10 議案第51号、平成23年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 介護難民を七戸町で出さないで、すべてのお年寄りが安心して介護を受ける、そのような仕組みをつくっていかなければならない。このことについて3点の質問をしたいと思います。

最初に課長に答えていただいて、必要なところは町長にお伺いしたいと思っています。

まず一つは、現在、施設に入りたくても入れない、要するに自宅の待機者が大体どれぐ

らいいのか。第1点。

第2点は、自宅で介護している方で、要するに介護度を使ってしまったと。そして、介護の限度額を超えてしまった方に対して、町で補助金を出すと。このことについて、まずどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

というのは、一人で介護していて、ひとり暮らしの寝たきりの人もいるわけで、そういう人に対して1日3回でも4回でもしなければならない。そうするとオーバーしていくと。だから、その場合の補助などを考えられないかと。これが第2点。

第3点は、七戸病院の医師にかかわることで、例えば、介護保険の申請に関して、医師の意見書が遅過ぎる。例えば、あれは申請してから1カ月以内に書かなければならないわけですよ。そうしないと介護保険を受けられないのですが、これが3カ月もかかる、4カ月もかかるということで、それぞれ本当に困っているのですよ。

あわせて、身体障害者手帳の交付に対しても、医師が要するに診断書を書いてくれないために、身体障害者のさまざまなサービスを受けられないと。特に、障害者年金等の受給が受けられないで、実際困っている人がいると。しかし、寝たきりの病気の人に対しても医師が書いてくれないと。だから、七戸病院の医師に対してきちんと書いてくれるようにと。今までは、七戸病院の医師は、前の院長の場合にはちゃんと書いてくれたと。院長がみずから書いてくれて、何とかかんとかなっている。ところが、今はもう何カ月も延ばされて、本当に困っている人がいると。このことについてお伺いしたいと。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） それでは、ただいまの3点の質問につきまして、現状についてお話をさせていただきます。

まず、1点目の待機者の数でございますけれども、これは今年度、県の報告をした数値でございますけれども、72名の待機者となってございます。

ただ、この中には、いわゆる要介護1、それから要介護2、それから介護度5までを含めた数でございます。この中から、いわゆる重度と言うと大変語弊があるかもしれませんが、本当に介護をつきっきりでしなければならないと考えられるのは、大体、一般的な考え方として介護度4、5の方になろうかと思いますが、そういう方が施設に入所しなければならない数というのは、実質的には大体20人から25人ぐらいではないのかなというふうに私どもでは推計してございます。

次に、介護度を超えて、介護のサービスを使う場合は限度額が定められているわけなのですけれども、その限度額を超えた場合の町としての補てんが何かないかというような質問に対しての回答でよろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

いわゆる介護度によりましては、介護の使用限度額というのが定められております。その定められた限度額を超えてサービスを受けるということは、これはできません。

ただ、介護度の限度額の中でも、いわゆる負担限度の割合というのは、第1段階から3段階ございまして、例えて言いますと、いわゆる非課税世帯の方が、例えば介護度5を利

用したとします。そうしますと、1カ月の限度額が35万8,300円になりますが、その中で非課税の方が、その利用上限がそれ以下になります。ですから、その差額分につきましては、1カ月か2カ月後には、いわゆる高額な医療費みたいな考え方で、本人のほうに還付という形になります。そういうシステムとなっています。

それ以外につきましては、介護度4、5の重度の非課税の方に対しまして、大変御苦労をなさっているということで、町単独の事業ということで、介護用品の支給を、年間6万円を限度に支給をしているという事業を行っています。

それ以外のものにつきましては、町の単独での事業を行っているというのは、今のところございません。

それから最後になりますけれども、意見書の関係ですが、意見書につきまして、いわゆる介護のお医者さんの意見書と、それから障害者の関係の意見書、(「診断書」と呼ぶ者あり)診断書の関係ですが、これは二つに分けて考えていただかなければならないと思います。

まず、介護認定の医師の意見書につきましては、おおむね大体1カ月以内でお医者さんのほうから意見書をもらうというのが大体の目安とされています。ただ、私どものほうとしては、意見書を求めるに当たっては、なかなか今の現状では、この期間内というのが難しいものですから、2週間以内でということをお願いをして作成をしてもらっておりますが、今お話のあった七戸病院に関してお話を申し上げますと、介護申請は新規の場合は6カ月、更新は1年でございますので、年間1,000件以上の医師の意見書を求めることになります。そうなりますと、月平均で大体、我が町だけで100件、それから、当然構成する町村の東北町さんもそれなりの七戸病院の利用もあると思います。ですから、月平均にすると、すべて七戸病院さんのほうにかかっているわけではないのですが、かなりの数、単純に全部利用したとすれば、東北町さんと合わせれば、大体100件前後の意見書を書く。そういう状況になります。

ですから、単純に言うと1日平均3枚から4枚書くことになるわけなのですが、非常に事務がかかるということで、その辺で遅くなるという現状にあると思います。これは七戸病院に限ったことではなくて、各県内、全国的にそうでしょうけれども、どこの市町村でも意見書が遅いと。これはどこの市町村でも抱えている問題でございます。現状はそうっております。

それから、障害者の関係なのですが、これにつきましても、ただいまの質問の関係で、障害の意見書の関係についても、例えば障害年金をもらうための意見書か、それからサービスをもらう意見書か、手帳の意見書かによって、若干、変わってきますので、例えばサービスの意見書につきましても、大体おおむね1カ月以内ということになっていますが、障害年金については、症状が固定して1年6カ月を経過してからの意見書ということになりますので、ただいまおっしゃったのは、具体的な事例をちょっと検討してみないと私のほうからは何とも言えないという現状でございます。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 次に、町長。

○町長（小又 勉君） 大筋で答弁しておりますけれども、いわゆる限度を超えた場合の補助金を検討できないかということですけれども、制度の充実、まずこれをきちっとやると。はみ出た分の補助というのは、これは特別なケースで、今安易にそういったことはできないというふうに思います。

それから、その意見書が出るのが遅いということですので、これは七戸病院に強く申し入れしておきます。

○議長（白石 洋君） 4 番。

○4 番（佐々木寿夫君） 制度の充実を図っていくということで、その点での努力をお願いしたいと思っています。

なお、七戸病院の医者については、厳重に注意してもらいたい。（「議長」と呼ぶ者あり）1 カ月でやらなければならないのを3 カ月も4 カ月も延ばすなんていうのは、本当に困っているわけですから、それは本当に考えなければならないと思います。

以上。

○議長（白石 洋君） 1 番。

○1 番（所 清悦君） 救急に関してのことですけれども、このごろのことですけれども、このごろ30 代とか、そういった方でも、心疾患とか脳疾患で亡くなる人がふえていて、40 歳以上65 歳未満でも、仮に助かったとしても後遺症が残って、介護が必要になっている若い人もふえているのではないかと思うのですけれども、その人数をもし把握していましたら、最近のもと、例えば5 年、10 年前のところの人数がわかれば。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） 後ほどでよろしいでしょうか。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 13 番。

○13 番（田島政義君） 議長、やっぱり4 番議員の先ほどの厳重に医師に注意をしないという言葉は、削除をお願いしたい。

○議長（白石 洋君） 4 番議員さん、今、そういう13 番議員のほうから指摘がございましたけれども、できれば、お互いにいろいろな立場もありますけれども、余りきつい言葉だとか、そういったものについても、我々はお互いに熟慮していかなければならないのではないかと思いますので、今、13 番さんの申し入れもありましたけれども、ぜひ4 番さん、それ、素直に受けていただきますようお願いをしたいと思いますが、いいでしょうか。

○4 番（佐々木寿夫君） はい。削除します。

○議長（白石 洋君） では、そういうことで御理解をしていただきたいなと、こう思い

ますので。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号、平成23年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第52号

○議長（白石 洋君） 日程第11 議案第52号、平成23年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号、平成23年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第53号

○議長（白石 洋君） 日程第12 議案第53号、平成23年度七戸町公共下水道事業

特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５３号、平成２３年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第１３ 議案第５４号

○議長（白石 洋君） 日程第１３ 議案第５４号、平成２３年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５４号、平成２３年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 4 議案第 5 5 号

○議長（白石 洋君） 日程第 1 4 議案第 5 5 号、平成 2 3 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 5 5 号、平成 2 3 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 5 議案第 5 6 号

○議長（白石 洋君） 日程第 1 5 議案第 5 6 号、平成 2 2 年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る 9 月 1 日の本会議において決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。決算審査特別委員長より決算審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（田嶋弘一君） 審査結果の御報告をいたします。

9 月 1 日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました。

議案第 5 6 号、平成 2 2 年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、7 日、8 日の 2 日間にわたり慎重審査の結果、お手元に配付いたしました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、御報告いたしました。議員各位におかれましては、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（白石 洋君） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

御異議ありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号、平成22年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第16 報告第20号

○議長(白石 洋君) 日程第16 報告第20号、平成22年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第20号、平成22年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○日程第17 報告第21号

○議長(白石 洋君) 日程第17 報告第21号、平成22年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第21号、平成22年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告についてを終わります。

○日程第18 陳情第4号及び日程第19 発議第2号

○議長(白石 洋君) 日程第18 陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情、及び日程第19 発議第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出についての2件を一括議題といたします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

お諮りします。

本件２件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、本件２件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本件２件について採決いたします。

陳情第４号は採択とし、発議第２号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第４号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情は採択とし、発議第２号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第２０ 議員派遣の件

○議長（白石 洋君） 日程第２０ 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（白石 洋君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

なお、陳情第３号は、お手元に配付の陳情文書表により資料配付といたします。

これをもって、平成２３年第３回七戸町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午前１１時１５分

以上の会議録は、事務局長佐野尚の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 23 年 9 月 9 日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員